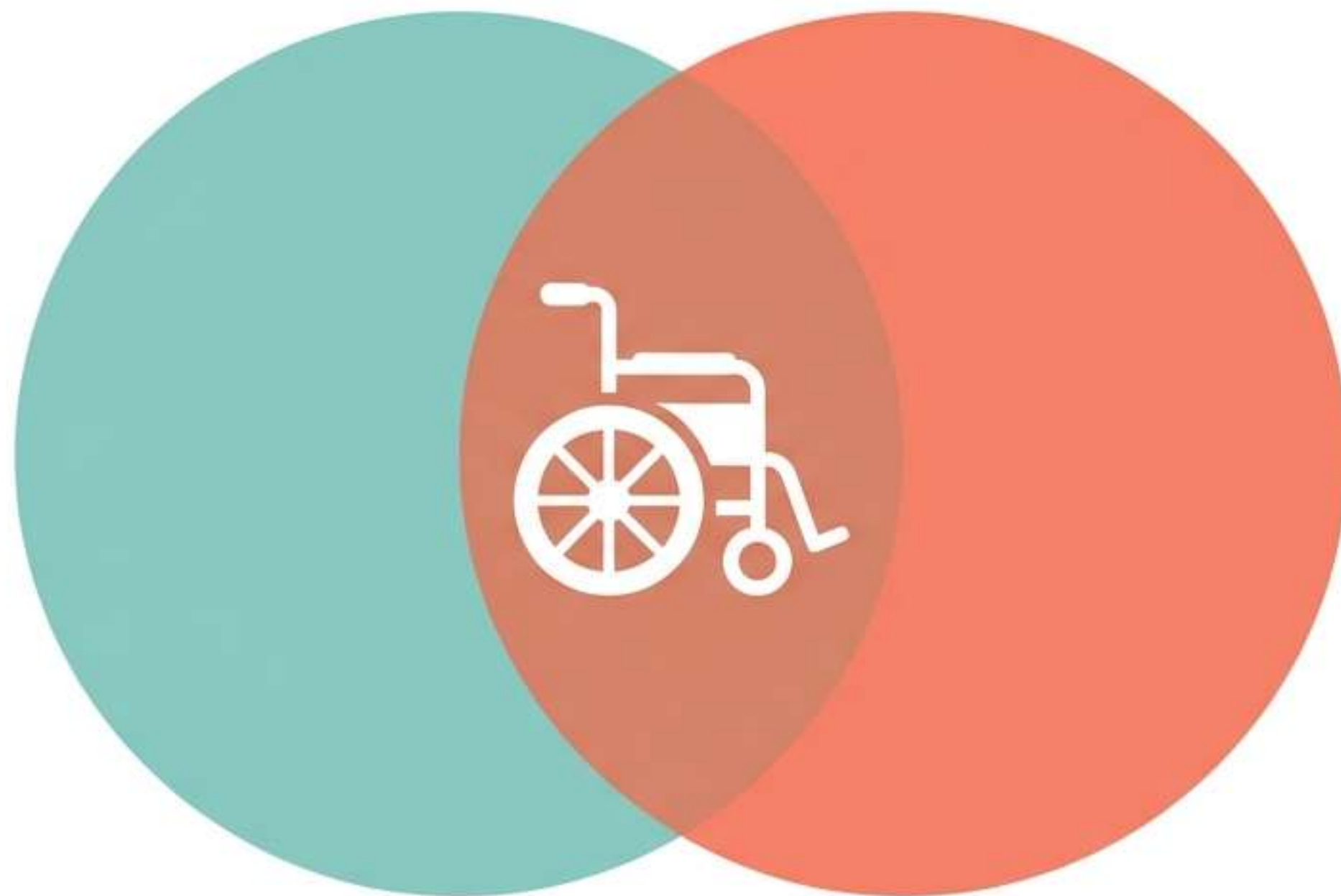


補装具と福祉用具の適用ルールと相談対応ガイド

重複する種目（車いす等）の適切な選択のために



車いすや歩行器、どちらの制度を使う？



障害福祉の「補装具」と介護保険の「福祉用具」には、
同じ品目が含まれています。

原則：「介護保険」が優先されます



介護保険



両方の対象となる場合、基本的には介護保険
のレンタル（福祉用具）を利用します。

※標準的な既製品の中から選択することになります。

例外：個別の対応が必要な場合は「補装具」へ
既製品では対応できず、個別に製作・適合が必要な方は
は、障害福祉の「補装具費」の対象となります。



介護保険（既製品）

標準的な機能



障害福祉（オーダーメイド等）

医師の判断による個別適合



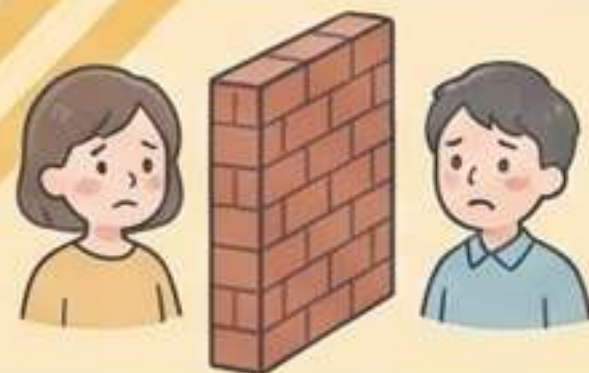
現場で起きている「3つの課題」



過去の補装具の利用歴を確認していない



介護保険優先だけを伝え、例外の可能性を説明していない



ケアプラン作成時に、関係者間で相談・共有ができていない

対応1：介護保険になる前の「利用歴」を確認する



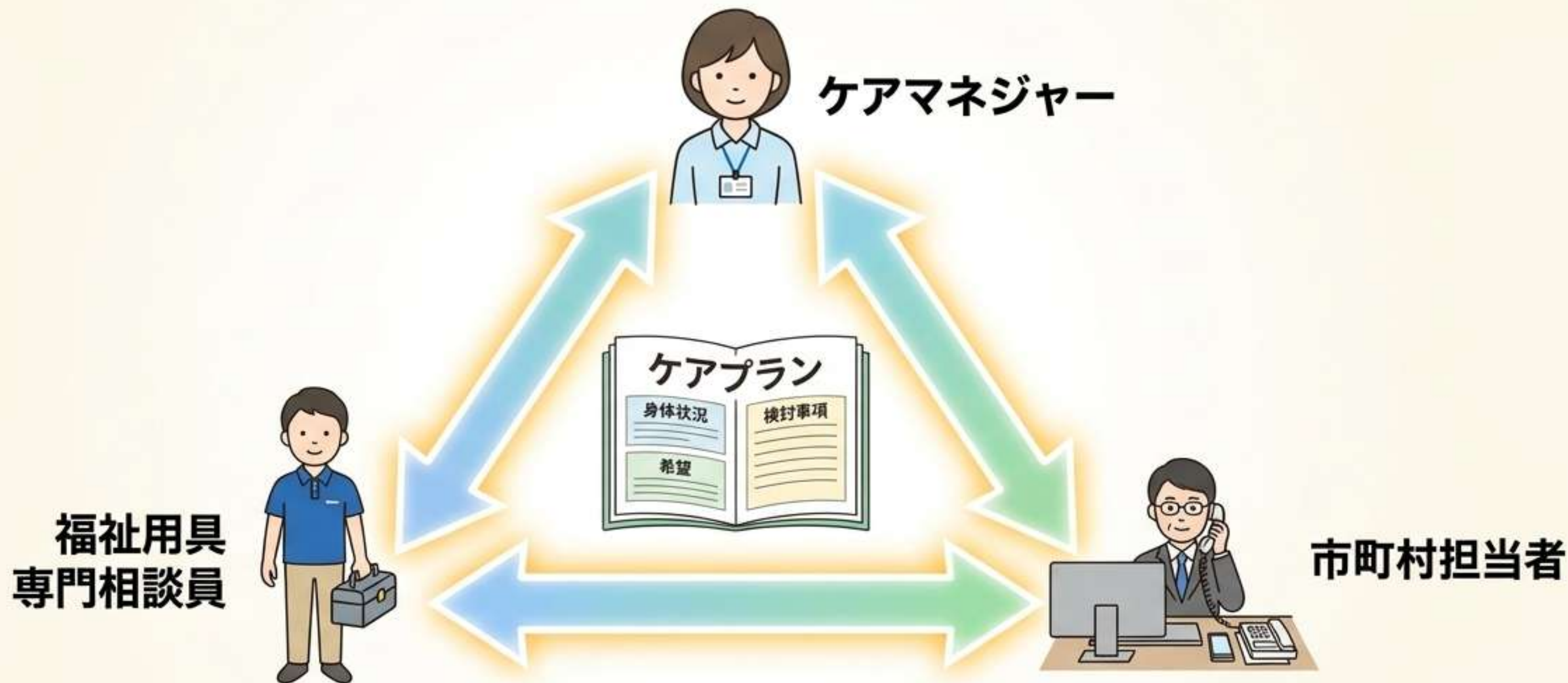
過去に補装具を使っていた方は、今後もオーダーメイドが必要な可能性が高い「重要なサイン」です。
利用歴は必ず確認しましょう。

対応2：利用者に「両方の選択肢」を説明する



介護保険優先の原則だけでなく、「条件を満たせば補装具も使える」ことを伝え、本人が納得して選べるようにします。

対応3：ケアプラン作成時に「関係者間で共有・検討」する



**利用者の身体状況や希望をチーム全体で共有し、
介護・障害どちらの種目が最適かを協議します。**

迷ったときの相談対応ステップ

1



利用歴の確認

(過去に補装具を使っていたか?)

2



制度の説明と意向確認

(両方の選択肢を提示する)

3



チームでの検討・決定

(ケアマネ・専門相談員等で協議する)

この3つのステップで、利用者に最適な支援を届けましょう。

「その人」に合った装具選びを



制度の優先順位にとらわれすぎず、
利用者の身体状況に寄り添った判断を心がけましょう。